平成２２年（フ）第９号
愛媛県宇和島市桝形町３丁目７番21号
債務者　山口三代子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第１０４５号
熊本市水前寺１丁目13番２号
債務者　西本　年美
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１０４６号
熊本市水前寺１丁目13番２号
債務者　中村　貴光
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１０５４号
熊本市南熊本５丁目１番11号　島崎アパート２階
債務者　眞柴　五月（旧姓増田）
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第９２号
大分県別府市朝見３丁目７番16号
債務者　佐藤　清子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１４号
鹿児島県鹿児島市宇宿１丁目37番16号　中島アパート206号
債務者　萩原　修一
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７８号
鹿児島県鹿児島市加治屋町９番33―805号
債務者　下吹越直子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１２号
鹿児島県鹿屋市川西町3788番地２
債務者　飯隈　光二
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第１０号
沖縄県那覇市字宇栄原817番地　サニーハイツ202
債務者　野原　和美（旧姓宮城）
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１３号
北海道小樽市祝津１丁目３番244号　祝津団地市営住宅２号棟、前住所北海道小樽市手宮３丁目８番11号
債務者　棗　　勝幸
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第６号
福島県南相馬市原町区大木戸字南東方46番地の１
債務者　小野　明広
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第７号
茨城県牛久市小坂町1893番地の５
債務者　横田　　猛
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第５１５号
山梨県甲府市国母４丁目５番１号
債務者　竹野　真美
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５１９号
山梨県甲府市桜井町361番地
債務者　島田　留里
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第８６７号
岐阜市正法寺町21番地３
債務者　村上　好人
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８８９号
岐阜市三田洞448番地19
債務者　今井　辰夫
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８９３号
岐阜市曙町２丁目４番地１
債務者　美宅　秀紀
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
岐阜地方裁判所